

大谷荘指定訪問介護事業所

利用料金

＜サービス利用料金＞ 1割負担分

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

内容		基本 単位 ①	特定事業 所加算Ⅱ (注) ② =①×0.1	特地加 算③= (①+ ②) × 0.15	介護職員処遇改 善加算Ⅰ ④ = (①+②+③) × 24.5%	利用者負担額
身体 介護	20分未満	163	16	27	50	256
	20以上30分未満	244	24	40	75	383
	1時間未満	387	39	64	120	610
	1時間30分未満	567	57	94	176	894
生活 援助	20分以上45分未満	179	18	30	56	283
	45分以上	220	22	36	68	346

身体介護に引き続き生活援助を行う場合。

内容		基本 単位 ①	特定事業 所加算Ⅱ (注) ② = ①×0.1	特地加 算③= (①+ ②) × 0.15	介護職員処遇改 善加算Ⅰ ④ = (①+②+③) × 24.5%	利用者負担額
身体 生活	身20～30未満 生活20～45	309	31	51	96	487
	身20～30未満 生活45～70	374	37	62	116	589
	身20～30未満 生活70以上	439	44	72	136	691
	身30～60未満 生活20～45	452	45	75	140	712
	身30～60未満 生活45～70	517	52	85	160	814
	身30～60未満 生活70以上	582	58	96	180	916

(注1) 当事業所では特定事業所加算Ⅱの算定にかかる要件(体制、人材、重度要介護者等対応)をすべて満たしております。

(注2) 一定の所得以上の方は2割負担又は3割負担になる場合があります。

(注3) 高額介護サービス費の制度があり、一定額以上の支払いには払戻しされる場合がありますのでお尋ねください。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・早朝(午前6時から8時まで):25%
- ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合、又は同行した場合は1月につき200単位を加算します。

☆利用者または家族等からの要請により、ケアマネージャーが必要と認めた場合、居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない、指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算します。

☆3の(1)の通常の事業の実施地域以外にお住まいの方で、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。

☆介護職員処遇改善加算(I)として、1ヶ月の利用料金の合計に24.5%が別途加算されます。

☆利用者の在宅における生活機能向上を図るため、リハビリテーション専門職と同行し、訪問介護計画を作成した場合は、生活機能向上連携加算として、1ヶ月に100単位加算します。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。